

営業所の臨時休業に関する公告  
(銀行法第16条第1項に基づく公告)

株式会社東京スター銀行（代表執行役頭取 CEO 多田 正己）は、新型コロナウイルス感染症対策のため、本年5月15日以降の、5月の土曜日および日曜日について、一部の営業所のATMを除き、緊急事態宣言の対象地域にあるすべての営業所（支店、ファイナンシャル・ラウンジおよびアドバイザープラザ）で営業を行わないことといたしました。これに伴い、5月23日（土）から24日（日）まで、下記の営業所を臨時休業いたします。

記

池袋支店ファイナンシャル・ラウンジ  
渋谷支店ファイナンシャル・ラウンジ  
（渋谷支店内）渋谷駅前支店  
（渋谷支店内）自由が丘支店  
吉祥寺支店ファイナンシャル・ラウンジ  
立川支店ファイナンシャル・ラウンジ  
小平支店ファイナンシャル・ラウンジ  
新宿支店ファイナンシャル・ラウンジ  
調布支店ファイナンシャル・ラウンジ  
横浜支店ファイナンシャル・ラウンジ  
松戸支店ファイナンシャル・ラウンジ  
南砂町アドバイザープラザ  
代々木上原アドバイザープラザ  
三軒茶屋アドバイザープラザ  
浜田山アドバイザープラザ  
川口アドバイザープラザ

以上

2020年5月22日  
東京都港区赤坂2丁目3番5号  
株式会社東京スター銀行  
代表執行役頭取 CEO 多田 正己